最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定め

る大口信用供与等に係る健全性の状況を表示する基準を定める件

## ○金融庁告示第

号

金融 商 品取 引法 (昭和二十三年法律第二十五号) 第五十七条の十七第一 項の規定に基づき、 最終指定親会

社が当該最終指定親会社及びその子法 人等  $\dot{O}$ 経営の 健全性を判断するため の基準として定める大口信用 供与

等に係る健全性の状況を表示する基準を次のように定める。

**令和 年 月 日** 

金融庁長官 中島 淳一

(最終指定親会社に係る同一人に対する信用の供与等の基準)

第一条 金融 商品取引法 ( 以 下 「法」という。) 第五十七条の十七第一項の規定に基づき、 最終指定親会社

(法第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社をいう。 以下同じ。) が当該最終指定親会社及び

その子法人等 (法第五十七条の二第九項に規定する子法人等をいう。) 0 経営の健全性を判断するため

基準として定める大口信用供与等に係る健全性 の状況を表示する基準は、 最終指定 定親会社又はその子会社

等 (当該最終指定親会社の子会社 (法第二十九条の 兀 [第四項に規定する子会社をいう。 第三条に お て同

Ľ, その他の当該最終指定親会社と特殊の関係のある者をいう。 次条及び第三条第四項第一号ロ を除き

二以上 与等限度額」という。) 会社等の自己資本の純合計額に当該各号に定める率を乗じて得た額 の額について、 の株式会社又は合同会社が共同してする新設分割をいう。) 若しくは吸収分割をし、 の同一人(当該同一人と特殊の関係のある者を含む。以下同じ。)に対する信用の供与等 次の各号に掲げる信用の供与等の区分ごとに、合算して、 以下とする。ただし、 信用の供与等を受けている者が合併をし、 (以 下 当該最終指定親会社及びその子 「最終指定親会社に係る信用供 共同 又は営業を譲 新 設分割

指定親会社に係る信用供与等限度額を超えることとなる場合その他やむを得ない理由がある場合において り受けたことにより最終指定親会社又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の額が合算して最終

同一人に対する信用の供与等 (次号に掲げる信用の供与等を除く。) 百分の二十五

金融庁長官の承認を受けたときは、この限りでない。

名において公表が行われ 当該最終指定親会社が、 たグロ 金融庁長官が指定する最終指定親会社である場合における金融安定理事会の ーバルなシステム上重要な銀行の リストに記載されている者並 びにその

定する合算関連法人等をいう。)に対する信用の供与等 合算子法人等 (第三条第二項に規定する合算子法人等をいう。) 及び合算関連法人等 百分の十五 (同条第四項に規

前項の規定は、次に掲げる信用の供与等については、適用しない。

国及び地方公共団体に対する信用の供与、 政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信

用の供与その他次に掲げるものに対する信用の供与等

1 法律 の定めるところにより、 予算について国会の議決を経、 又は承認を受けなければならない法人

口 特別  $\mathcal{O}$ 法律により設立された法人(イに該当する法人を除く。)で国、 イに掲げる法人及び地方公

共団体以外の者の出資のないもののうち、 当該特別の法律により債券を発行することができる法人

ハ 日本銀行

外国政府等 (外国政府、 外国の中央銀行及び国際機関をいう。)で次に掲げるもの

(1)最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人

等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件 (平成二十二年

金融庁告示第百三十号。 以 下 「連結自己資本規制比率告示」という。)第二十二条第一項各号の表

に規定するリスク・ウェ イトが零パーセントである信用リスク区分に係る同項の格付又はカントリ

ー・リスク・スコアが付与された外国政府及び外国の中央銀行

(2)連結自己資本規制比率告示第二十三条及び第二十六条第三項の規定により、 向けられたエクスポ

ージャーのリスク・ウェイトが零パーセントであるもの

信用の供与等を行う最終指定親会社又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の

供与等

3 第 項の場合において、 最終指定親会社又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計 額 が最

終指定親会社に係る信用供与等限度額を超えることとなったときは、その超える部分の信用の供与等の 額

は、当該最終指定親会社の信用の供与等の額とみなす。

4 V かなる名義をもってするかを問わず、 又はいかなる方法をもってするかを問わず、 最終指定親会社又

はその子会社等が第一 項本文の規定の適用を免れる目的で信用の供与等を行った場合であって、 名義人以

外の者が実質的に当該信用の供与等を受けるときは、 当該信用の供与等は、 最終指定親会社又はその子会

社等の実質的に当該信用 の供与等を受ける者に対する信用の供与等として、 同項本文の規定を適用する。

(当該最終指定親会社と特殊の関係のある者)

前条第一項本文の 「当該最終指定親会社と特殊の関係のある者」とは、 当該最終指定親会社の子会

社等 六項第十八号において同じ。 規定する少額短期保険業者をいう。 する保険会社をいう。 二第二項に規定する子会社等をい (金融商品取引法施行令 第四条第六項第十号において同じ。)、 (昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。) 第十五条の十六の を営む外国 V) 及び保険業 保険会社 の会社並びにこれらの子会社等 (保険業法 (同法第二条第一項に規定する保険業をいう。 (平成七年法律第百五号) 少額短期保険業者 (令第十五条の十六の二第二項 (同法第二条第十八項に 第二条第二項に規定 第四 条第

(当該同一人と特殊の関係のある者)

に規定する子会社等をいう。)を除く。)をいう。

本文に規定する当該同一

人と特殊の関係

のある者を除く。

以下この条において

「同一人自身」という。)

第一条第一項本文の 「当該同一人と特殊の関係のある者」とは、 同項本文に規定する同一人 (同項

が当該最終指定親会社の合算子法人等又は合算関連法人等でない場合の次に掲げる者 (当該最終指定親会

社並 びにその合算子法人等及び合算関連法人等を除く。 以下「受信合算対象者」という。)をいう。

同一人自身が会社である場合における次に掲げる者

イ 当該同一人自身の合算子法人等

口 提出会社 身又は当該同一人自身を合算子法人等とする法人等(当該同一人自身又は当該法人等が連結財務諸表 けるこれらに相当するものを含む。)をいう。以下この条において同じ。)及び会社である同一人自 当該同一人自身を合算子法人等とする法人等(会社、組合その他これらに準ずる事業体 (連結財務諸表の用語、 様式及び作成方法に関する規則 (昭和五十一年大蔵省令第二十八号 (外国にお

条において同じ。)に該当する場合に限る。)の親会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関 する規則 以下この条において (昭和三十八年大蔵省令第五十九号。第三項第一号において「財務諸表等規則」という。) 「連結財務諸表規則」という。)第二条第一号に規定する者をいう。以下この

第八条第三項に規定する親会社をいい、当該同一人自身 (連結財務諸表提出会社に限る。) を合算子

法人等とする法人等を除く。)

口に掲げる者の合算子法人等 (当該同一人自身及びイ又は口に掲げる者に該当するものを除く。)

当該同 一人自身又はイからハまでに掲げる者の合算関連法人等 (当該同一人自身及びイからハまで

に掲げる者に該当するものを除く。)

ホ 会社以外の者(国及び外国政府を除く。へ及び次号において同じ。)であって、当該同一人自身の

総株主等の議決権 (法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下この条におい

て同じ。) の百分の五十を超える議決権 (同項に規定する議決権をいう。 以下この条において同じ。

)を保有するもの(ロに掲げる者に該当するものを除く。)

会社以外の者であって、 口に掲げる者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する

もの(口に掲げる者に該当するものを除く。)

1 ホ又はへに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等

同 一人自身及びイからへまでに掲げる者に該当するものを除く。)

チ トに掲げる者の合算子法人等及び合算関連法人等(当該同一人自身及びイからトまでに掲げる者に

該当するものを除く。)

IJ 当該同一人自身又は次に掲げる会社 (第六項において「合算会社」という。) 及びホ又はへに掲げ

る者 (へに掲げる者にあっては、 当該同一人自身を子会社とする会社の総株主等の議決権の 百分の 五.

十を超える議決権を保有する者に限る。 4において同じ。)がその総株主等の 議決権の百分の五十を

超える議決権を保有する他の会社(当該同一人自身及びイからニまで、ト又はチに掲げる者に該当す

(当該

るものを除く。)

(1) 当該同一人自身の子会社

(2)当該同一人自身を子会社とする会社

(3)

(2)に掲げる会社の子会社

(4)ホ又はへに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社 (当該

(当該同一人自身及び1)又は2)に掲げる会社に該当するものを除く。)

同一人自身及び22に掲げる会社に該当するものを除く。) 及び当該会社の子会社

同一人自身が会社以外の者である場合における次に掲げる者

1 当該同一人自身がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社(ロ及び第六

項において「同一人支配会社」という。)

口 当該同一人自身及びその一若しくは二以上の同一人支配会社又は当該同一人自身の一若しくは二以

上の同一人支配会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社(イに

掲げる者に該当するものを除く。)

前項の「合算子法人等」とは、次に掲げる法人等をいう。

2

他 の法人等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(以下この号において「意思決定機関」と

いう。)を支配している法人等 (次のいずれかに該当する法人等 (以下この条において「受信者連結基

準法 人等」という。)に限る。 以下この項において 「実質親法人等」という。 )がその意思決定機関 を

支配している他の法人等 (以下この項において「実質子法人等」という。)。 この場合において、 実質

親法 人等及びその一若しくは二以上の実質子法人等又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子

法人等がその意思決定機関を支配している他の法人等は、 当該実質親法人等の実質子法人等とみなす。

イ 連結財務諸表提出会社

口 法第五十七条の十六の規定により書類を作成しなければならない最終指定親会社その他当該規定に

類する他の法令の規定により連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる者(イに掲

げる者を除く。)

連結財務諸表規則又は 口 の法令の規定に相当する外国 [の法令の規定により連結してその計算書類そ

 $\mathcal{O}$ 他  $\overline{\mathcal{O}}$ 書類を作成するものとされる者(イ及びロに掲げる者を除く。)

子会社 (前号に掲げる法人等を除く。以下この号において「実質子法人等以外の子会社」という。)

社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社 外の子会社又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等若しくは実質子法人等以外の子会 この場合において、 実質親法人等及びその一若しくは二以上の実質子法人等若しくは実質子法人等以 (前号に掲げる法人等を除

は、 当該実質親法 人等の実質子法人等以外の子会社とみなす。

三 前号に掲げる会社 (受信者連結基準法人等に限る。 の実質子法人等 (前二号に掲げる法人等を除く

)

3 前項第一号の 「他の法人等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関 (以下この号において 「意思

決定機関」という。)を支配している法人等」とは、次の各号に掲げる受信者連結基準法人等の区分に応

じ、当該各号に定める者をいう。

三条 前項第一号イに掲げる者 の規定により提出する連結財務諸 (財務諸表等規則第 表の用語 条の三に規定する外国会社、 様式及び作成方法が同条に規定する指定国際会計基 連結財務諸表規則第九十

に従うことができるとされる同条の指定国際会計基準特定会社のうち当該基準に従うもの、 連結財 務諸

表規則第九十四条の規定により提出する連結財務諸表の用語、 様式及び作成方法が同条に規定する修正

財務 からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる連結財務諸表提 の号において同じ。)を支配している連結財務諸表提出会社 おいて同じ。)の意思決定機関  $\mathcal{O}$ 出会社のうち当該用語  $\mathcal{O}$ 玉 ]際基準に従うことができるとされる同条の修正国際基準特定会社のうち当該基準に従うもの及び連結 発行等に関して要請されてい 規定により他の会社等 諸表規則第九十五条の規定により提出する連結財務諸表の用語、 様式及び作成方法によるものを除く。) (財務諸表等規則第一条第三項第五号に規定する会社等をいう。 る用語、 (財務諸表等規則第八条第三項に規定する意思決定機関をいう。 様式及び作成方法によることができるとされる連結財務諸表 (財務上又は営業上若しくは事業上の関係 の場合 様式及び作成方法が米国 財務諸表等規則第八条第四 以下この号に 預託 以下こ 証 提 券

二 前号に掲げる場合以外の場合 同号に定める者に類する者

出会社を除く。)

4

第一 前項第一号に掲げる場合 項の 「合算関連法人等」 とは、 受信者連結基準法 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 人等の関連会社 (連結財務諸表規則第二条第七号に規定 当該各号に定める者をいう。

する関連会社をいい、 受信合算対象者にあっては、 次に掲げる者を除く。)

1 するものを含む。)に上場されている有価証券の発行者又は法第六十七条の十一第一項の店頭売買有 金融商品取引所 (法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいい、これに類似する外国に所在

価 証券登録原簿 (これに類似するもので外国に備えられるものを含む。) に登録されている有価 証

の発行者

口 他の法・ 人等の子会社又は子会社等(令第十五条の十六の二第二項に規定する子会社等をいい、 子会

社に該当するものを除く。)(イに掲げる者を除く。)

受けている信用の供与等の額が、当該信用の供与等を行う最終指定親会社又はその子会社等の連結

自己資本規制比率告示第二条第二号の算式におけるTier1資本の額の百分の五に満たない者

及び口に掲げる者を除く。)

二 同一人自身の破綻によりその者が連鎖的に破綻する見込みがないことが明らかである者(イからハ

までに掲げる者を除く。)

二 前項第二号に掲げる場合 前号に定める者に類する者

法第二十九条の四第五項 (第二号を除く。)の規定は、第一項及び第二項の議決権の割合を算定する場

5

合について準用する。

6 第一 項第一号リに掲げる会社及び同項第二号ロに掲げる会社は、 同項各号の規定の適用については、そ

れぞれ合算会社及び同一人支配会社とみなす。

(信用の供与等の額の計算方法)

第四条 第一条及び前条第四項第 号ハの 「信用の供与等」とは、 金融商品取引業者 (法第二条第九項に 規

定する金融商品取引業者をいい、 法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業のうち同条第八項

V. 金融商品取引業者以外の者にあってはこれらに相当するものをいう。

に規定する有価証券関連業に該当するものを行う者に限る。

貸付金 (貸借対照表の次に掲げる勘定に計上されるものをいい、 第五号イに掲げるものに係るものを

除く。)

イ 信用取引資産勘定のうち信用取引貸付金勘定

口 短期貸付金勘定

ハ 投資その他の資産勘定のうち長期貸付金勘定

以下同じ。)にあっては次に掲げるものをい

債務の保証 (連結自己資本規制比率告示第四十五条第一項の表百の項の中欄六に掲げる取引 (一般的

な債務の保証 に限り、 取引対象資産が貸借対照表に計上されるものを除く。)をいう。)

三 出資 (貸借対照表の投資その他の資産勘定のうち出資金勘定に計上されるものをいう。)

1 現 金 • 預 金勘定 (預· 金に係るものに限る。

兀

貸借対照表の次に掲げる勘定に計上されるもの

(次号イ及びハに掲げるものに係るものを除く。)

ロ 預託金勘定のうちその他の預託金勘定

ハ トレーディング商品勘定

信用取引資産勘定のうち信用取引借証券担保金勘定

=

ホ 立替金勘定

募集等払込金勘定

ト 短期差入保証金勘定

チ 支払差金勘定

リ その他の流動資産勘定(リース投資資産に係るものに限る。

ヌ 投資その他の資産勘定のうち次に掲げる勘定

- (1) 投資有価証券勘定
- (2)長期差入保証 金勘定
- (3)その 他勘定 (リース投資資産に係るものに限る。

1

五.

次に掲げるもの

連結自己資本規制比率告示第一条第十一号に規定するレポ形式の取引及び信用取引その他これに類

する海外の取引

口 に掲げる取引 連結自己資本規制比率告示第四十五条第一項の表十の項から百の項まで及び同条第二項の表の中欄 (第二号に該当するもの及び現金又は有価証券による担保の提供を除く。)

連結自己資本規制比率告示第四十六条第一項本文に規定する派生商品取引 (第五項第六号へにおい

て 「派生商品取引」 という。)及び連結自己資本規制比率告示第四十六条第二項に規定する長期決済

期間取 引

二 連結自己資本規制比率告示第二百二十六条の四第三項各号に掲げるもの

第四号及び第五号の規定は、 金融商品取引業者の清算機関 (金融商品取引業者 (当該金融

2

商 品取引業者以外の金融商品取引業者を含む。) に 一定の情報を提供している者であって、 金融商 品品 取 引

清算機関 (法第二条第二十九項に規定する金融 商 品取引清算機関をいう。 商品取引清算機関 商 品先

物 取 引 法 昭 和 一十五年法律第二百三十九号) 第二条第十八項に規定する商品取引清算機関 を . う。 又

はこれらに準ずる外国  $\mathcal{O}$ 機関 (設立された国におい て適切な規制及び監督の 枠組 みが構築されて お カン

当該規制及び監督を受けている者に限る。 以下この項において同じ。) をいう。 以下この項に お V 7

同じ。 )に対する信用の供与等 (前項に規定する信用の供与等をいう。以下同じ。) であって、 清算機関

が行う業務 (法第百五十六条の三第一項第六号に規定する金融商品債務引受業等、 商品先物取引法第百七

十条第二項に規定する商品取引債務引受業等又は外国の機関が行うこれらの業務と同 種類の業務をいう。

に係るもの及び連結自己資本規制比率告示第十条第三項第三号に掲げるものについ ては、 適 用 しない。

3 等 (以下この項にお 又は 複数 の資産 7 (以下この項におい 7 「間接的 信用供与等」 · \_ 「原資産」 という。)のうち、 という。 を裏付けとして間接的に行う信用 受益証券等 (投資信託及び投資法  $\mathcal{O}$ 人に 供 与

関する法律 (昭和二十六年法律第百九十八号) に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券、 投

当該方法により信用の供与等の額を計上し、 なして、 資証券、 の供与等の額が第一条第一項本文の自己資本の純合計額の一万分の二十五に相当する額を下回る場合又は 又は算出するものとする。 に係る債務を負担する者その他実質的に当該間接的信用供与等を受けている者に対する信用の供与等とみ については、 結自己資本規制比率告示第一条第二号に規定する証券化取引をいう。) 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 新投資口予約権証券、 当該原資産を構成する個別の資産及び取引 ただし、 投資法人債券又は外国投資証券をいう。)に係る取引又は証券化取引 当該方法により計上され、若しくは算出される個別資産等ごとの信用 若しくは算出することが不適当であると金融庁長官が認める 当該各号に定める方法により信用の供与等の額を計上し、 (以下この項において に係る取引を通じた信用の供与等 「個別資産等」 (連

規定による計上又は算出 のでない場合 裏付けとなる原資産が同一である間接的信用供与等のいずれもが他の間接的信用供与等に劣後するも 当該| 原資産を裏付けとする間接的信用供与等の総額に占め の対象となる間接的 信用供与等をいう。 以下この項において同じ。) る対象信用供与等 (この 0) 額 項  $\mathcal{O}$ 割  $\mathcal{O}$ 

合を個別資産等の価額に乗じた額について、

当該個別資産等に係る債務を負担する者その他実質的

場合は、

この限

りでない。

該対象信用供与等を受けている者に対する信用の供与等の額としてその者に対する他の信用の供与等の

額と合算する方法

裏付けとなる原資産が同一である間接的信用供与等のいずれかが他の間接的信用供与等に劣後するも

のである場合 当該原資産を裏付けとする間接的信用供与等のうち対象信用供与等と同 順 位  $\mathcal{O}$ 、階層に

ある間接的 信用供与等の総額に占める当該対象信用供与等の額の割合を個別資産等の 価額に乗じた額

当該 額が当該対象信用供与等の額を超えるときは、 当該対象信用供与等の額) について、 当該 個 別資産

等に係る債務を負担する者その他実質的に当該対象信用供与等を受けている者に対する信用の供与等の

額としてその者に対する他の信用の供与等の額と合算する方法

対象信用供与等に係る個別資産等又は当該個別資産等に係る債務を負担する者その他実質的に当該対

象信用供与等を受けている者を特定することが著しく困難である場合 当該対象信用供与等について、

の 同 一人に擬した者 (以下この号において「擬似同一人」という。) に対する信用の供与等とみなし

て、 当該対象信用供与等の額を擬似同一人に対する他の信用の供与等の額と合算する方法

次の各号に掲げる信用の供与等の額は、 当該各号に定める方法により計上され、又は算出される額とす

4

トレーディング勘定 (連結自己資本規制比率告示第十一条の二に規定するトレーディング勘定をいう

)に係るもの (前項の規定により信用の供与等の額を計上し、又は算出するものを除く。) 連 結

己資本規制比率告示第六章第三節第三款 (第二百六十七条第六号を除く。) に定める方法に準じて次に

定めるところにより算出する方法

1 連結自己資本規制比率告示第二百六十六条第一項第六号の規定にかかわらず、ネットの JTD リスク

・ポジションにリスク・ウェイトを乗じないものとする。

口 連結自己資本規制比率告示第二百六十七条第三号の規定にかかわらず、同条第一号の算式中 LGD は

百パーセントとする。

JTD が正の値をとるもののみを算出の対象とするものとする。

第一項第二号に掲げるもの 連結自己資本規制比率告示第四十五条第一項及び第三項に定める方法

三 第一項第五号イに掲げるもの 連結自己資本規制比率告示第三章第六節第三款に定める方法

兀 第一項第五号ロに掲げるもの 連結自己資本規制比率告示第四十五条に定める方法

五. 第一項第五号ハに掲げるもの 連結自己資本規制比率告示第四十七条に定める方法

六 第 項第五号ニに掲げるも  $\mathcal{O}$ 連結 自 己資本規制比率告示第二百二十六条  $\mathcal{O}$ 四に定める方法

5 金 融 商 品品 取引業者 の同 人に対する信用の供与等の 額 (第八項において 「単体信用供与等総 額」 という

は、 同 人に係る前 各項の規定により計 上され、 又は算出される信用の供与等 (銀行等に対する債 権

の額の合計額から当該同

一人に係る次に掲げる額の合計

:額を

控除して計算するものとする。

債務

の決済が

同

目に行

わ

れるものを除く。

一 第一項第一号に規定する貸付金に係る次に掲げる額の合計額

イ 国債又は地方債を担保とする貸付金の額のうち当該担保の額

貸借対照 表の次に掲げる勘定に計上されるものの 額のうち当該貸付金に対して計上される額

(1) 貸倒引当金勘定

口

② 投資その他の資産勘定のうち貸倒引当金勘定

貿易保険法 昭 和 二十五年法律第六十七号) 第四十四条第二項第二号の損失 (同法第二条第四 頃に

規定する仲介貿易者が同条第三項に規定する仲介貿易契約に基づいて貨物を販売し、又は賃貸した場

保 れ 国政 該当する事由によって当該債権の同項に規定する貸付金等を回収することができないことにより受け 保険及び本邦法人若しくは本邦人又は外国法人若しくは外国人が行う同法第二条第五項に規定する外 合に同法第四十四条第二項第二号イからホまでのいずれかに該当する事由によって当該貨物の代金又 る損失に係る同項に規定する貿易代金貸付保険の保険金請求権を担保とする貸付金の額のうち当該担 は賃貸料を回収することができないことにより受ける損失を除く。)に係る同項に規定する普通貿易 の額又は同法第七十一条第二項に規定する海外事業資金貸付保険の付された貸付金の額のうち当該 る資金に充てられる貸付金に係る債権の取得を行った者が同法第五十一 (府等、 外国法人又は外国人に対する同条第十三項第一号又は第三号に掲げるものの支払 条第二項各号の ず に充てら 'n かに

## 保険金額

=

邦 貨物の 通貨による貸付金 輸入者に対する当該貨物の代金 (当該貨物に係る船積書類到着後六月以内に返済期限が到来するものに限る。) (当該貨物に係る運賃又は保険料を含む。) の決済に係る本

## の額

ホ

信用保証協会が債務の保証をした貸付金であって株式会社日本政策金融公庫により当該保証に保険

の付されているものの額のうち当該保険金額

第一項第二号に規定する債務 の保証に係る次に掲げる額の合計額

イ 法律の定めるところにより、 予算について国会の議決を経、 又は承認を受けなければならない法人

 $\mathcal{O}$ 業務 の代理に付随してされる債務の 保証  $\mathcal{O}$ 額

口 銀行そ  $\mathcal{O}$ 他 の金融機関が支払人となっている手形の引受け又は裏書きの額

地方税の徴収猶予又は延納の担保等についてする保証の額

ノヽ

国税又は

= 輸入取引に伴ってされる保証又は手形の引受けの額

ホ 貿易保険法第七十一条第二項に規定する海外事業資金貸付保険の付されている保証の額のうち当該

保 険 金額

 $\equiv$ 第 項第三号に規定する出資又は同項第四号ロ若しくはヌ①に掲げる勘定に計上されるものの貸借対

照表 計 上額 が帳簿価 額を上回る場合における当該貸借対照表計上額と帳 、簿価額との 差額

兀 第 項第四号ヌ①に掲げる勘定に計上される社債に係る信用保証協会の 債 務 の保証 証 相当額 (株式会社

日 本 政策金融公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金相当額に限る。)

五. 第一項第四号及び第五号に掲げるものに係る国債又は地方債を担保とするもののうち当該担保の額の

合計額

六 金融商 品取引業者の同一人に対する信用の供与等の額に係る次に掲げる額の合計額

1 現金を担保とするもののうち当該担保  $\mathcal{O}$ 

額

口 第 条第 一項第 号イ又は 口 に掲げる法人が 債務の保証を行うもののうち当該債 路の保 証 の額

ノヽ 第一 条第一 一項第一 号イ又は口に掲げる法人が発行する債券を担保とするもののうち当該担 一保の額

= 第一 条第一 二項第 号二①又は②に掲げるものが債務の保証を行うもののうち当該債務の保 証 0 額

ホ 第一 項第四号トに掲げる勘定に計上されるもの及び 条第二項第一 号二①又は②に掲げるものが発行する債券を担保とするもののうち当該担保の 額

同項第五号に掲げるものに係る信用

 $\mathcal{O}$ 

供

分等の

第一

額 のうち当該信用 の供与等を行う原因となった派生商 品 取引を時価評価することにより算出 した再構

築 コ スト の額 (零を下回る場合に限る。 を零から差し引い 、 た 額

前項の 「銀行等」 とは、 次に掲げる者をいう。

6

銀行

23 -

- 長期信用銀行法 (昭和二十七年法律第百八十七号)第二条に規定する長期信用銀行
- 三 株式会社商工組合中央金庫
- 四 信用金庫及び信用金庫連合会
- 五 信用協同 同 組合及び協同組合連合会 (中小企業等協同組合法 (昭和二十四年法律第百八十一号) 第九条

の九第一項第一号及び第二号の事業を行うものに限る。)

六 労働金庫及び労働金庫連合会

七 農業協同組合 (農業協同組合法 (昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第二号及び第三号の

事業を行うものに限る。)及び農業協同組合連合会(同項第二号及び第三号の事業を行うものに限る。

八 漁業協 同 . 組合 (水産業協同組合法 (昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第三号及び第

四号の事業を行うものに限る。 漁業協同組合連合会 (同法第八十七条第一項第三号及び第四号の

業を行うものに限る。)、水産加工業協同組合 (同法第九十三条第 一項第一号及び第二号の事 業を行う

ものに限る。)及び水産加工業協同組合連合会 (同法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を行う

ものに限る。)

九 農林中央金庫

十 保険会社

十一 法第二条第三十項に規定する証券金融会社

十二

法第二十八条第一項に規定する第一

種金融商品取引業を行う者

十三 法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業を行う者

十五 法第二十八条第四項に規定する投資運用業を行う者

法第二十八条第三項に規定する投資助言・代理業を行う者

十四四

十六 短資業者 (貸金業法施行令第一条の二第三号の規定に基づき短資業者を指定する件 (昭和五十八年

大蔵省告示第百二十四号)に掲げる者をいう。)

十七 外国の法令に準拠して外国において銀行業 (銀行法 (昭和五十六年法律第五十九号) 第二条第二項

に規定する銀行業をいう。)を営む者 (第一号及び第二号に掲げる者を除く。)

十八 外国の法令に準拠して外国において保険業を行う者(第十号に掲げる者を除く。)

十九 外国 外国 の法令に準拠して外国においてコー の法令に準拠して外国において第十一号から第十五号までに掲げる者の業務を行う者 ル 資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者

7 て準 前 二項 用す  $\mathcal{O}$ 規定 Ź。 この場合におい は 最終指定親会社又はその子会社等の て、 第五項第六号中 「次に掲げる額」 同一人に対する信用の とあるの 供与等 は 0 次に掲げ 額 の計算方法につ る額及び

8 最 終指定親会社が、 連結自己資本規制比率 (連結自己資本規制比率告示第二条に規定する連結自己資本

結自己資本規

制

比率告示第二条各号の算式におい

て調整項目の

額とされる額」

と読み替えるものとする。

規制 条第 比率をいう。)を算出する場合において、 項に規定する信用リスク削減手法をいう。 信用リスク削減手法 以下この項において同じ。) (連結自己資本規制比率告示第五十六 を適用するときは、 前三項

の規定にか か わらず、 当該同一人に対する単体信用供与等総額を計算するに当たり、 当該同一人に係る第

項か ら第四項までの 規定により計上され、 又は算出される信用の 供与等の 額の 合計 <u>-</u>額か 2ら信2 用 プリス ク削

全される額は、 減手法により保全され 当該信用リスク る額を控除するものとする。 削 減手法により債務を負担する者等 この場合におい て、 (当該信用リスク削 当該信用 リス ク削 減手法に係る発行 減手 法に により保

者がある場合にあっては、 当該発行者。 以下この項において「担保等提供者」という。)に対する信用の

だし、 供与等とみなして、 法により保全される額を信用 信用リスク削 当該担保等提供者に対する他の信用の供与等の額と合計して計算するものとする。 減手法のうち次の各号のいずれかに該当するものについては、  $\mathcal{O}$ 供与等とみなして担保等提供者に対する他の信用の供与等と合計して計算 当 「該信用リ ス ク 削 減 た 手

することを要しない。

- 一 担保として提供される現金
- 地方公共団体が債務 の保証をした貸付金に係る当該債務の保証

9 最終指定親会社又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の額は、 当該最終指定親会社又はその

年大蔵省令第十号) 第十四条の二第一項の が規定の 例により計算した信用の供与等の総額 0 合計 額 (当該最 子会社等それぞれについて、第七項において準用する第五項及び第六項又は銀行法施行規則

終指 定親会社が当該同 人に対してする第一項第三号に規定する出資の額を除く。 から当該同 人に係

る調整対象額を控除して計算するものとする。

10 前 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 「調 整対象額 とは、 当該子会社等のする資金の貸付けの額のうち当該最終指定親会社又は他  $\mathcal{O}$ 

子会社等が保証している額その他次に掲げる額をいう。

(昭

和

五

十七

当該最終指定親会社のする資金の貸付けの額のうち当該最終指定親会社の子会社等が保証している額

二 その他前号に準ずる額

(自己資本の純合計額)

第五条 第一 条第 項本文の 「自己資本の純合計額」 とは、 連結普通株式等Ti e r 1資本の額 連 泛結自己

資本規 制比率告示第二条第 号の算式における普通株式等T i е r1資本の額をいう。 次項に お į١ 、 て 同

及び連結その他T i e r 1資本の額 (連結自己資本規制比率告示第二条第二号の算式におけるその他

T е r 1資本の額をいう。 次項において同じ。) の合計額 (次項において「調整自己資本額」という。

)をいう。

2 最終指定親会社の子会社等に令第十五条の十六の二第三項に規定する関連会社等が含まれる場合の 調整

自己資本額は、 前項の 規定に、 カ か わらず、 当該関連会社等を除 いて算出した連結普通株式等Ti е r 1

本の額及び連結その他Tier1資本の額の合計額とする。

(やむを得ない理由等)

第六条 第一条第一項ただし書の「やむを得ない理由」とは、 次に掲げる理由をいう。

係る信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、 る事業を除く。 合において、 信用の供与等を受けている者(以下この項において「債務者等」という。) 当該最終指定親会社又はその子会社等が当該債務者等に対して合算して最終指定親会社に 以下この号及び次号において同じ。) の遂行上予見し難い緊急の資金の 当該債務者等の事業の の事業 (第三号に規定す 必要が生じた場 継続に著

れば、 ととなる場合において、 子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が最終指定親会社に係る信用供与等限度額を超えるこ 当該最終指定親会社が新たに子会社等を有することとなることにより、当該最終指定親会社又はその 当該同 一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。 当該合計額を最終指定親会社に係る信用供与等限度額以下に減額することとす

1

支障を生ずるおそれがあること。

与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、 1 電気事業法 る債務者等に対して、 (昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業を行って 当該最終指定親会社又はその子会社等が合算して最終指定親会社に係る信用供 当該債務者等の事業の安定的な遂行に困難を

生ずるおそれがあること。

匹 債務者等に係る受信合算対象者が新たに加わることにより、 当該最終指定親会社又はその子会社等の

同一人に対する信用の供与等の合計額が最終指定親会社に係る信用供与等限度額を超えることとなるこ

ڮ

五. 当該最終指定親会社又はその子会社等の資本金の減少により一時的に第一条第一項本文の自己資本の

純合計額が減少すること (増資等により最終指定親会社に係る信用供与等限度額を超えることとなる状

態が速やかに解消される場合に限る。)。

六 その他金融庁長官が適当と認めるやむを得ない理由があること。

最終指定親会社は、 第一条第一項ただし書の承認を受けようとするときは、 承認申請書に次に掲げる書

面を添付して金融庁長官に提出するものとする。

2

一 理由書

二 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

附則

(適用時期)

1 この告示は、令和 年 月 日から適用する。

(経過措置)

2 第四条第一項第四号及び第五号の規定は、 株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一 部

を改正する法律 (平成二十七年法律第二十九号) 附則第四条第一項の規定に基づき同項に規定する検討が

必要があると認められる場合には同項に規定する所要の措置が講ぜられることとなることを踏ま

行われ、

え、 当分の間、 株式会社商工組合中央金庫法 (平成十九年法律第七十四号) 第三十三条の規定による商工

債 (同法附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたものを

含む。)については、適用しない。